



復興支援ニュース

宮城県東部保健福祉事務所
(宮城県石巻保健所)

Vol.85

平成30年9月



食中毒予防街頭キャンペーンが行われました

7月31日(火)、石巻地区食品環境衛生団体連合会主催の「食中毒予防キャンペーンをイオンモール石巻店で実施しました。

食中毒予防を呼びかけつつ、啓発用のうちわを配布しました。かわいらしい動物のイラストも好評で、700本用意されたうちわが1時間ほどで配布終了となりました。

家庭での食中毒を防ぐのは、調理する皆さん自身です。事故のない、楽しい食卓をつくりましょう。



【キャンペーンの様子】

【食中毒予防3つのポイント解説】

清潔：食中毒の原因菌を食品に付けないことです。調理の際はよく手を洗い、器具は洗浄・消毒したものを用いましょう。

迅速：買って来た食材は早めに使い切り、調理済みの食品はできたてを食べましょう。

冷却または加熱：

食材は冷蔵庫で保管しましょう。また、肉類は調理の際にしっかりと加熱しましょう。



(担当：食品衛生班 電話：0225-95-1417)

9月20日から26日は『動物愛護週間』です。

当所では、保護・収容された犬や猫を新しい飼い主の方にお譲りする「譲渡事業」を行っています。

譲渡できる動物の情報は、石巻合同庁舎1階や当所のホームページに随時掲載しています。希望があれば実際に見に来ていただくことも可能です。

動物を最期まで愛情と責任をもって飼っていただける方にお譲りします。他にもいくつか条件がありますので、譲渡希望の方はご連絡ください。

(担当：獣疫薬事班 電話：0225-95-1475)



ひとりで悩まずに こころの相談をしてみませんか

眠れない、気分が落ち込む、アルコールがやめられない、家族が引きこもっている…などでお悩みの方に、当所では「こころの相談」を行っています。

まずは、当所保健師にご連絡ください。

※事前予約制です。

(担当：母子・障害班 電話：0225-95-1431)

内容	相談日	場所
精神保健福祉相談	10月12日(金)	県石巻合同庁舎
アルコール 関連問題相談	10月19日(金)	県石巻合同庁舎
思春期・青年期 ひきこもり相談	10月30日(火)	県石巻合同庁舎

9月は 「世界アルツハイマー月間」です



世界アルツハイマーデー（9月21日）は、国際アルツハイマー病協会が、認知症への理解をすすめる、本人や家族に対する施策の充実を目的として、1994年に制定しました。今年は第25回目に当たります。また、毎年9月を「世界アルツハイマー月間」とし、世界各国で啓発活動を行っています。

SNS（フェイスブック、ツイッター）でアルツハイマーデーに関する情報も発信しています。

ツイッターでつぶやくときは「#アルツハイマーデー」、「#認知症啓発でオレンジの」をつけてつぶやいてください！

引用元URL <http://www.alzheimer.or.jp/>

（担当：高齢者支援班 電話：0225-95-1419）

「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度」 が始まりました

「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度」は、公共施設や商業施設などの障害者等用駐車区画について、対象者の方以外の不適正な利用を抑止するために、利用対象者の方に、駐車区画の利用証を交付する制度です。

●利用証の交付対象者

身体障害者の方や、妊産婦、けがなどで歩行が困難な方。

●利用証を使用できる駐車区画

公共施設や商業施設の障害者等用駐車区画で、対象区画であることを標示している場所。

●利用証の交付申請先

県庁 社会福祉課（郵送・持参）

各保健福祉事務所（窓口受付のみ）

詳しくは、県社会福祉課ホームページをご確認ください。

（「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度」で検索）

（担当：企画総務班 電話：0225-95-1420）

9月は 「廃棄物不法投棄防止月間」です

不法投棄を

「しない」・「させない」・「許さない」！！

廃棄物の不法投棄は、重大な犯罪です。

不法投棄は美しい景観を損ない、生活環境にも悪影響を生じます。また、投棄物を撤去し、もとにもどすまでには長い年月がかかります。

当所では不法投棄防止のために、パトロール強化や、監視カメラの設置をしています。

不法投棄を

「しない」

「させない」、

「許さない」

ことにより、私たちの生活環境を守りま



しょう。

【不法投棄の現場】

（担当：環境廃棄物班 電話：0225-95-1447）

結核について ～結核検診を受けましょう～

毎年9月24日から9月30日は「結核予防週間」です。結核は、結核菌により肺などに炎症が起る病気で、長引く（2週間以上）咳・痰・発熱などが特徴的な症状です。しかし高齢者は咳などの症状が現れにくいいため、微熱や体重減少、食欲不振等の症状がみられる場合には、医療機関を受診しましょう。

また、早期発見のためには、年1回以上、検診を受診することが大切です。特に、施設職員の方は検診を受けていただくとともに、利用者の方にも、受診をお勧めするようお願いいたします。

（担当：疾病対策班 電話：0225-95-1430）

問合せ先

ご意見・ご感想をお寄せ下さい

宮城県東部保健福祉事務所（石巻保健所）

復興支援情報発信チーム

HP：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/et-hc/>

Tel：0225-95-1416（代表） Fax：0225-94-8982